

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

別表六の二(三)
平十九・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計)		1	円	基準試験研究費の額の計算に関する明細				
				連結親法人事業年度		試験研究費の額の合計額		
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表一「5」の合計)		2		24		25		
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$		3		前 連 結 年 親 以 内 人 に 事 業 開 始 年 度 に 関 連 す る 年 度	平 平 平 平 平	・ ・ ・ ・ ・	円	
(3) ≥ 10% の場合		4	0.1	基準試験研究費の額 (25)の金額のうち最も多い金額		26	円	
(3) < 10% の場合 $((3) \times 0.2 + \frac{8}{100})$ (小数点以下3位未満切捨て)		5		基準試験研究費の額 〔各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業 年度の月数調整後の試験研究費の額の合計〕		27	円	
試験研究費の総額に係る税額控除限度額 (1)×(4)又は(1)×(5)		6	円	繰越税額控除の計算に関する明細				
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表一「10」の合計)		7		前期超過要件に係る試験研究費の額の合計額		28	円	
増加試験研究費の額 $(1)-(7)$ (1) ≤ (26)又は(27)の場合は0)		8		前 期 超 過 要 件 に 係 る 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額	当該連結事業年度の差引試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表一「17」の合計)		28	円
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(8) \times \frac{5}{100}$		9			連 月 結 親 法 人 事 業 年 度 の 差 引 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額	差引試験研究費の額の合計額 (前期の(8))		29
税額控除限度額 (6)+(9)		10		連 月 結 親 法 人 事 業 年 度 の 差 引 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額	当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数		30	円
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)		11		連 月 結 親 法 人 事 業 年 度 の 差 引 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額	改定差引試験研究費の額の合計額 $(29) \times (30)$		31	円
当期税額基準額 $(11) \times \frac{20}{100}$		12		連 月 結 親 法 人 事 業 年 度 の 差 引 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額	改定差引試験研究費の額の合計額 〔各連結法人の前事業年度又は 他の前連結事業年度の月数調 整後の試験研究費の額の合計〕		32	円
当期分の特別控除額 (10)と(12)のうち少ない金額)		13		連 月 結 親 法 人 事 業 年 度 の 差 引 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額	差引試験研究費の額の合計額 (前期の(8))		33	円
(8)の金額がない場合 (各連結法人の別表六の二(三)付表二「11」の合計)		14		翌期繰越税額控除限度超過額の計算		連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度 区 分		翌期繰越額 (34)-(35)
(8)の金額がある場合 (7)と(各連結法人の別表六の二(三)付表二「11」の合計のうち少ない金額)		15		翌期繰越税額控除限度超過額の計算		前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額		34
特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4)又は(5))$		16		翌期繰越税額控除限度超過額の計算		当 期 控 除 額		35
特別研究税額控除限度額 (14)×(16)又は(15)×(16)		17	円	翌期繰越税額控除限度超過額の計算		翌 期 繰 越 額 (34)-(35)		36
当期税額基準額残額 (12)-(13)		18		翌期繰越税額控除限度超過額の計算		当 期 控 除 額		円
当期分の特別控除額 (17)と(18)のうち少ない金額)		19		翌期繰越税額控除限度超過額の計算		当 期 控 除 額		円
差引当期税額基準額残額 (12)-(13)-(19)		20		翌期繰越税額控除限度超過額の計算		当 期 控 除 額		円
連結繰越税額控除限度超過額 (34)の計(総額+特別)		21		翌期繰越税額控除限度超過額の計算		当 期 控 除 額		円
同上のうち当期控除額 (20)と(21)のうち少ない金額 (28) ≤ (31)、(32)又は(33)の場合は0)		22		翌期繰越税額控除限度超過額の計算		当 期 控 除 額		円
法人税額の特別控除額 (13)+(19)+(22)		23		翌期繰越税額控除限度超過額の計算		当 期 控 除 額		円

別表六の二（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。
- 2 「試験研究費の総額に係る税額控除限度額（(1)×(4)）又は（(1)×(5)）6」欄は、「5」欄の記載がない場合には「（(1)×(4)）」の金額を記載し、「5」欄の記載がある場合には「（(1)×(5)）」の金額を記載します。
- 3 「特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$ —（(4)又は(5)）16」には、「5」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「5」欄の記載がある場合には「0.12—(5)欄の割合」を小数で記載します。
- 4 「特別研究税額控除限度額17」には、「15」欄の記載がない場合には「（(14)×(16)）」の金額を記載し、「15」欄の記載がある場合には「（(15)×(16)）」の金額を記載します。
- 5 「 $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}}$ ³⁰」の記載に当たっては、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 6 「翌期連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に係るものを記載します。